

○鳥羽志勢広域連合広域連合長及び副広域連合長の費用弁償に関する
条例

〔平成12年11月17日
条例第4号〕

改正 平成16年10月1日条例第3号 平成19年3月30日条例第3号
平成22年2月26日条例第1号

第1条 広域連合長及び副広域連合長が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとする。

第2条 前条第2項に定めるもののほか、旅費の支給については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

附 則

この条例は、平成12年12月1日から施行する。

附 則（平成16年10月1日条例第3号）

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日条例第3号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月26日条例第1号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第1条関係）

区 分	鉄 道 賃	車 賃	日 当	宿 泊 料
県 外	実 費	実 費	1日につき 2,000円	1夜につき 12,000円
県 内	実 費	実 費	—	1夜につき 10,000円